

(前ページ最下段より)

へ運搬され、同方向において就業中の者の生命又は身体に危険を及ぼすことが十分予測されるのであるから、同坑道における坑内火災を早期に発見するための巡回、点検、観測並びに坑内火災発生の際には速やかに坑内作業員らを避難させるための退避訓練等の保安体制が被告において確立されていなければならぬことはもろんであるが、それにもまして、まずは根本的に被告は同坑道をその性状並びに設備において自然発火その他の原因による坑内火災の発生を未然に防止できるもの、もし坑内火災が発生した場合はその発生した火災の延焼、拡大を最少限に止め得るもの、としてこれを設置、保存しなければならぬものである。

しかるに、いったん坑内火災が発生すれば前述のような人の生命身体に危険を及ぼす〇片材料線坑道の屈曲部分において既に認定したように自然発火が起り、これが原因となつて坑内火災が生じ同所の炭壁部分が長時間にわたつて燃え続けたわけであるから、同坑道屈曲部分は坑道として通常備えていべき安全性を欠き、その設置又は保存に瑕疵があったものと推定できる。

被告は、〇片材料線坑道の屈曲部分の設置又は保存の瑕疵を争ひ、次のように主張する。

炭鉱における坑道は大地に深く掘さくされるため坑道を取り巻く環境はきわめて複雑であり現代最高の科学技術をもってしても右環境の全貌を正確に把握することは不可能であり、このような特殊な自然条件下にある坑道は石炭そのものの化学的性質とも相まって事故が発生する相当の危険性を伴っているから、石炭企業者がいかに努力しても事故の発生を防止し得ない場合があり、したがつてその責任は、坑道等の設置保存につき保安関係法令所定の保安基準を遵守すること、その当時、現代科学のもとにおける地質調査上及び探鉱上のそれぞれの知識と技術の水準に照らし必要かつ相当と認められる事故発生防止措置を講じていた事実があれば、事故の原因が何であらうと、もはやその事故は民法七十七条にいう「瑕疵」によるものではないとして免責されるべきものであるところ、被告は本件坑道等について坑内火災の発生防止のため保安関係法令所定の保安基準を遵守するとともに、本件火災発生当時、現代科学の

もとにおける地質上及び探鉱上のそれぞれの知識と技術の各水準に照らし必要かつ相当と認められる手段方法を講じていたから、本件火災は民法七十七条の「瑕疵」によるものではない。

およそ以上のように主張するのであるが、まず保安関係法令についてであるが、これは特別な危険を伴う石炭探鉱事業の特殊性にかんがみ、その危険防止のために類型的な場合を想定して設けられた一般的画一的基準に基づき種々の措置を命じているものにすぎないから、個々の具体的場合において要求される適切な措置なるものが右基準によって限定されることはなく、したがつて右保安関係法令所定の保安基準を遵守したからといって坑道の設置、保存に瑕疵がないと一概にはいことができないし、次の、被告の主張する万全の防災措置なるものも、前記のとおり、自然発火現象は石炭が酸素を吸着して酸化現象を起し、一定の条件下においては酸化現象によつて生ずる熱が蓄積されて、ついには発火するといふものであつて、沿層又は半岩盤坑道は一般的にいつて炭壁に隣接し、炭壁が生じやすく、石炭が崩落、破砕しやすく、その密閉箇所、入排気坑道の近接したところ、坑道の屈曲部分等は自然発火の危険性が高いといふ、入気坑道など通気圧が高いところでは右のような危険区域の内外に漏風を生じやすく、自然発火現象を促進するおそれがあるといふのであるから、また沿層坑道又は半岩盤坑道においてはその炭壁部分は坑内火災の際には燃焼物ともなるものであるから、入気坑道を沿層又は半岩盤内に展開することは本来避くべきことであらうが、止むを得ずこれを展開するにしても、右のような危険区域を築造することはできるだけ避けるようにすべきであらうし、止むを得ない事情から入気坑道を沿層又は半岩盤内に展開せざるを得ず、また、その坑道中に屈曲部分が生ずるを得ないとしても、成立し争ひのない証拠によつても窺ひ知ることができよう、その炭壁部分にはコンクリートライニングを施し、炭層の亀裂内部にはセメントミルクを注入するなどして、これらの部分に酸素の供給を断つための措置が最少限度必要である。ところで、本件火災発生現場である〇片材料線坑道の屈曲部分は、既に認定したとおり、一部が沿層、その余は半岩盤に展開する屈曲した坑道部分であつたのであるから、右現場において右のような措置がなされていなかったと

すれば、そのこと自体からも被告のそれが万全であつたとはいえないこととなるが、同所にコンクリートライニングが施してなかったことは当事者間に争ひがないのであるし、それはともかくとして、現に〇片材料線坑道の屈曲部分において自然発火が起り、これが原因となつて本件坑内火災が発生し、同所の炭壁部分は長時間にわたつて燃え続けたわけであるから、同坑道が坑内火災の発生を未然に防止できるもの、もし坑内火災が発生した場合はその発生した火災の延焼、拡大を最少限に止め得るもの、としてこれを設備され、その維持がなされていたとはとうてい認められず、被告の右主張は前提において失当で採用できないものである。

そして他に〇片材料線坑道の屈曲部分の設置又は保存に瑕疵があつたと前認定をくつがえすに足りる証拠はない。

(二)以上認定のとおり、〇片材料線坑道の屈曲部分に設置保存の瑕疵があり、そのため同屈曲部分が自然発火して本件火災となつたのであるが、右火災により発生した跡ガスのによつて本件孝知の死亡事故が発生したことは前記のとおり、当事者間に争ひがないのであるから右の瑕疵がなければ本件孝知の死亡事故もなかつたといふべき関係にあり、前記の証拠によれば、右の跡ガスは通気の流れの仕組のうで下流にあつた坑道等において就業していた多数の坑内作業員を死傷させたことが認められるのであるから、たとえ被告の主張するとおり、本件火災当時、孝知に職務上の義務違反があつて、これが同人が死亡の二因をなしているとしても、それだけで右の瑕疵と孝知の死亡との間に相当因果関係を欠くに至るものといふことはできない。

三、被告の不可抗力の抗弁について

被告は、本件火災がもし自然発火に起因するものであるならば、被告は〇片材料線坑道や三五〇メートル連延坑道を十分に巡回、点検、観測をなしていたにもかかわらず、その際に自然発火現象に特有な兆候を感知し得なかつたばかりでなく、本件火災発生当日、自然発火の兆候を感知してから火災に至るまでの時間もまた極めて短く異常突発的なものであつたから、このような自然発火はその発生を防止することが不可能なもので、不可抗力によるものである旨主張する。

ところで証人入江三郎の証言によれば、運搬係員入江三郎は本件火災発生当日の午前四時四

〇分ごろ、九目坂人車乗降場において大型電車が通過した際ゴムベルトの燃えるような臭気を感じ、その二、三分後である午前四時四二、三分ごろ、二四昇旧堅坑で天井際を流れている薄い煙を発見し、その直後に坑道一面を流れる真黒い煙を発見したところ、証人松本圭彌の証言(第一、二回)によれば、機械係員松本圭彌は同日午前四時四五、六分ごろ上層二六卸五片附近でケーブルの燃えるような臭気を感じ、かすかな薄い煙を発見し、午前四時五〇分ごろ同二片附近で真黒い煙と石炭の燃える臭気を感じ、坑内火災が発生していることに気付いていることがそれぞれ認められるところ、以上の事実を、入江三郎及び松本圭彌がその兆候を感知してから数分後に自然発火が起り、それが本件火災に至つたものといふように見るべきではなく、右両名が感知したのはまさに本件火災そのものであるといわなければならぬ。

また、前記のとおり、一般的にいつて炭鉱の右炭のある坑道等においては自然発火現象の生ずべき基礎的な環境条件は常に備わつてゐるため、必ずしも予見できないような異常な外部的要因が加わらずとも通常の過程で自然発火は発生し得るのであるから、仮定的にせよ本件火災の原因が自然発火であることを前提としながら、しかも右のような異常な外部的要因の存在についてはならぬ触れることなく、不可抗力の主張をなすことは、それ自体失当といわなければならぬ。

乗降場へ行って待機することせず、その職務上の義務に違反したために他の坑内作業員とともに安全に退避することができず、同人の死亡という結果を招来したものであると推測が一見可能であるか否かであるが、他方において、孝知は平常はほとんど例外なく午前四時三〇分ごろまでは右人車乗降場に来て同所で待機していたことからは、本件事故当日は、作業終了後の機械の整備点検に多少の時間を要したなど、その他何らかの特別の事情があつて同時刻までに同所へ行くことができなかったけれども、本件火災という緊急事態が発生したため上り着きを受けることができず、生命の危険を避けるため上層二六坑道を通つて逃遁しようとしたものとの推測も可能であつて、いずれにしても本件では右義務違反が具体的にいかなる態様のものではあつたかを認めさせる資料が十分でなく、したがつて右義務違反が孝知の不注意によるものであつたか否かを確定することができないし、更に本件工作物の瑕疵は、前記のとおり、〇片材料線坑道屈曲部の炭壁部分にコンクリートライニングを施すことにより容易に補填可能なものであつたのに、これを放置するときは、証拠によれば、孝知を含めて右坑道の通気上流にあつた坑道等において就業を余儀なくされていた坑内従業員合計七名の生命を奪ひその他の多数の坑内従業員生命又は健康に重大な危険を及ぼすべき性質のものであつたのであるから、これと比較するならば孝知に一旦職務上の指示に関する義務違反があつたとの推測が成り立つからといつて、孝知に重大な過失があつたものとして直ちにこれを損害賠償額の決定について斟酌するのとは相当でなく、被告の右主張は採用できない。

四、損害

1、孝知の損害と損害賠償請求権の相続

(一)得べかりし利益

(前略)孝知の得べかりし利益の喪失による損害は、原告主張の金五二万八千五百七十七円を下らないものと認められる。

(二)慰謝料

孝知が本件事故により被つた精神的苦痛を慰謝するための慰謝料として、原告主張の金三〇〇万円は相当であると認める。

(三)損害賠償請求権の相続(前略)

2、原告らの慰謝料

(前略)本件事故によつて原告らの被つた精神的苦痛を慰謝するための慰謝料としては原告ら各自に対し金一五〇万円が相当であると認められる。

3、過失相殺の主張について

(前略)孝知は作業終了後も直ちに右人車

九日から完済に至るまで民法所定年五分の割合による遅延損害金の、それそれ支払を求める各請求は全て理由があるからこれを認容し、訴訟費用の負担については民事訴訟法八九条、仮執行の宣言については同法一九六条を適用して、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第一民事部

裁判長 裁判官 裁判官
井野 三郎
江口 寛志
照屋 常信

五、被告の抗弁2について

六、結 論

よつて、被告に対し、原告らが孝知の被告に対する前記慰謝料請求権の相続分金二〇〇万円及び自己の同慰謝料分金一五〇万円の合計金三五〇万円、原告らが孝知の被告に対する前記損害賠償請求権の相続分金四十五万円、〇二五万円及び自己の同慰謝料分金一五〇万円、合計金六九五万九〇二五万のうちに、金六九五万八、五八一円、原告ら(シメ)の前記慰謝料分金一五〇万円並びに右各金員に対する不法行為の後である昭和四十二年九月二